

I はじめに

広島市は、昭和55年の政令指定都市移行に伴い、市域を7つの行政区に区分し、区役所を設置しました（昭和60年に佐伯区を加え、現在は8区になっています。）。

区役所の設置に当たっては、地域に密着した行政サービスについて、幅広い機能を持つ地域行政機関とすることが必要であるとの考えから、戸籍、住民基本台帳の法定事務や税務、年金などのいわゆる窓口サービス業務に加え、福祉、土木、農林、建築などの事務を取り扱う大区役所制を採用し、地域の様々な行政需要に対応しうる総合的な機関としました。その後、少子高齢社会の進展や価値観の多様化など社会経済情勢の変化に対応し、地域に密着した地域行政機関として、様々な機能の充実を図るとともに、市民がまちづくりに積極的に参画する協働によるまちづくりを進めてきました。

このように、区役所は、市民に最も身近な行政機関であり、市民の暮らしを支える基礎的行政サービスを提供するとともに、市民を主体とする地域づくりを支援する役割を担っています。

今年度、地域起こし推進課の設置をはじめ、区役所の機能強化に向けた取組を進めていますが、今後、区役所がより一層、その役割を果たしていくためには、区長のリーダーシップのもと、市民部・厚生部・(農林)建設部各部の総力を結集し、区役所全体としての機能を高め、市民ニーズを把握しながら、市民目線に立った、きめ細かな施策を展開していくことが重要です。

この「区役所機能の強化に向けて」は、こうした観点に立ち、区役所機能をより一層強化していくための基本的な方向性や具体的な取組を取りまとめたものです。